

職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分について、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、市長は下記のとおり処分を行いましたので、芦別市懲戒処分公表規程に基づき公表します。

記

1 懲戒処分1

① 被処分職員、処分の種類及び内容、事案の概要

被処分職員	処分の種類・内容	事案の概要
市民福祉部 主査（52歳）男性	減給10分の1 （2か月）	当該職員は、飲酒後に上司の命令を受けずに業務時間外に滞納者の勤務先へ訪問し、滞納者及び滞納者の雇用主に対し滞納税の納入を強要したこと、及び滞納者の雇用主に対し滞納情報を漏洩させたこと。
※ 併せて、所属上司である当時の総務部の部長、課長に対して「文書による嚴重注意」、とする服務上の措置を行いました。		

② 処分日 令和5年3月6日

2 懲戒処分2

① 被処分職員、処分の種類及び内容、事案の概要

被処分職員	処分の種類・内容	事案の概要
経済建設部 主事（61歳）女性	減給10分の1 （1か月）	当該職員は、当時、上司から再三に渡り決裁未了の書類の処理について注意及び叱責を受けているにもかかわらず、長期間未決裁書類を放置し、管理職でありながら、任命権者の決裁を終えずに職員が事務処理を遂行しているのを黙認していた。

② 処分日 令和5年3月16日